

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和4年9月定例会議案目次

議案番号	件名
議第57号	令和3年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
議第58号	令和3年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第59号	令和3年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第60号	令和3年度山形市立病院済生館事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第61号	令和4年度山形市一般会計補正予算
議第62号	令和4年度山形市介護保険事業会計補正予算
議第63号	市道路線の認定について
議第64号	山形市職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について
議第65号	山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部改正等について
議第66号	山形市職員の定年等に関する条例の一部改正について
議第67号	山形市児童遊園条例の一部改正について
議第68号	山形市水防協議会条例の一部改正について

議第57号

令和3年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度山形市一般会計歳入歳出決算並びに令和3年度山形市国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和3年度山形市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算、令和3年度山形市介護保険事業会計歳入歳出決算、令和3年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算、令和3年度山形市区画整理事業会計歳入歳出決算、令和3年度山形市財産区会計歳入歳出決算、令和3年度山形市駐車場事業会計歳入歳出決算、令和3年度山形市公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算及び令和3年度山形市農業集落排水事業会計歳入歳出決算（以上別冊のとおり。）について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤 孝弘

議第58号

令和3年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和3年度山形市水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

議第59号

令和3年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和3年度山形市公共下水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第60号

令和3年度山形市立病院済生館事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和3年度山形市立病院済生館事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 61 号

令和 4 年度山形市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度山形市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,673,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,412,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		10,330,000 ^{千円}	183,816 ^{千円}	10,513,816 ^{千円}
	1 地方交付税	10,330,000	183,816	10,513,816
15 国庫支出金		19,109,805	1,170,220	20,280,025
	1 国庫負担金	12,328,662	178,386	12,507,048
	2 国庫補助金	6,552,139	991,834	7,543,973
16 県支出金		8,035,400	173,970	8,209,370
	2 県補助金	2,786,362	173,970	2,960,332
19 繰入金		2,297,759	△ 79,079	2,218,680
	1 特別会計繰入金	375,285	4,165	379,450
	2 基金繰入金	1,922,474	△ 83,244	1,839,230
20 繰越金		899,809	2,796,990	3,696,799
	1 繰越金	899,809	2,796,990	3,696,799
21 諸収入		6,093,630	51,293	6,144,923
	5 雑収入	1,642,305	51,293	1,693,598
22 市債		7,077,000	376,200	7,453,200
	1 市債	7,077,000	376,200	7,453,200
歳入合計		102,739,327	4,673,410	107,412,737

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		9,804,131 ^{千円}	2,400,676 ^{千円}	12,204,807 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	3,613,198	2,256,291	5,869,489
	2 徴 税 費	1,073,971	11,943	1,085,914
	3 戸 籍 住 民 基 本 台帳費	410,043	19,316	429,359
	7 企 画 費	4,351,821	113,126	4,464,947
3 民 生 費		40,047,052	444,680	40,491,732
	1 社 会 福 祉 費	17,029,184	365,840	17,395,024
	2 児 童 福 祉 費	18,993,031	78,840	19,071,871
4 衛 生 費		8,752,900	271,974	9,024,874
	1 保 健 衛 生 費	4,809,082	271,974	5,081,056
6 農 林 水 産 業 費		2,205,967	2,000	2,207,967
	1 農 業 費	1,851,767	2,000	1,853,767
7 商 工 費		7,878,515	635,687	8,514,202
	1 商 工 費	7,817,980	635,687	8,453,667
8 土 木 費		12,015,977	246,512	12,262,489
	2 道 路 橋 り よ う 費	3,399,872	246,512	3,646,384
10 教 育 費		9,287,489	521,881	9,809,370
	2 小 学 校 費	1,808,737	500,788	2,309,525
	6 社 会 教 育 費	1,039,732	21,093	1,060,825

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸支出金		千円 0	千円 150,000	千円 150,000
	1 土地開発基金費	0	150,000	150,000
歳出合計		102,739,327	4,673,410	107,412,737

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市民税賦課システム改修事業	令和5年度	千円 8,958
蔵王ジャンプ台 スロープカー整備事業	令和5年度	136,073

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
少年自然の家整備事業	千円 9,000	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
体育施設整備事業	千円 89,000	千円 127,000
老人福祉施設整備事業	57,900	62,400
保育施設整備事業	104,000	105,200
地方道路等整備事業	563,400	632,100
義務教育施設整備事業	392,800	720,800
令和4年度臨時財政対策債	2,092,100	2,018,900

議 第 62 号

令和 4 年度山形市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度山形市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,945,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		5,552,076 ^{千円}	4,165 ^{千円}	5,556,241 ^{千円}
	2 国庫補助金	1,526,714	4,165	1,530,879
歳 入 合 計		22,940,986	4,165	22,945,151

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸支出金		103,893 ^{千円}	4,165 ^{千円}	108,058 ^{千円}
	2 繰 出 金	98,945	4,165	103,110
歳 出 合 計		22,940,986	4,165	22,945,151

議第63号

市道路線の認定について

別紙市道路線認定調書のとおり市道に認定する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤孝弘

理由

道路法第8条の規定により、市道に認定し、維持管理しようとするものである。

別紙

市 道 路 線 認 定 調 書

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
4 3 5 9	陣場鮎洗線	山形市陣場一丁目 2 4 4 - 1 山形市大字鮎洗字前田 7 6 3 - 2	
4 3 6 0	鮎洗地内線の 3	山形市大字鮎洗字仲田 8 5 4 山形市大字鮎洗字仲田 8 6 1	

議第64号

山形市職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について

山形市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員を除く。以下同じ。）の高齢者部分休業（同条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業に係る給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山形市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年市条例第14号。以下「給与条例」という。）第20条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定により給与を減額して支給する場合には、給与条例第20条第2項及び第25条の規定を準用する。

(退職手当の取扱い)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しな

った場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和38年市条例第6号）第9条第1項から第7項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合における同条第8項及び第10項の規定の適用については、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び山形市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年市条例第 号）第4条」と、同条第10項中「前各項」とあるのは「前各項及び山形市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するため、高齢者部分休業制度を新たに設けようとするものである。

議第65号

山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部改正等について

山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例

(山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料の額」に改め、「を除く。)」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第14条第6項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「技能修得手当」を「技能習得手当」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

第15条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「山形市職員の定年等に関する条例(昭和59年市条例第2号)第12条又は第13条第1項」に改める。

第16条第2項に次の1号を加える。

- (5) 高齢者部分休業（職員が高年齢として山形市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年市条例第 号）で定める年齢に達した日以後の日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

（山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正）

第3条 山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和38年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を削り、同条第2項中「含む」の次に「。第14条第2項において「勤務日数」というを、「18日」の次に「（1月間の日数（山形市の休日を定める条例（平成元年市条例第28号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第14条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第3条第1項中「という。）」の次に「、山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年市条例第1号）又は山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年市条例第10号）」を加え、「第2条に規定する高等学校教育職員」を「の適用を受ける教育職員」に改める。

第5条第1項及び第6条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第6条の3中「10年」を「15年」に改める。

第8条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第14条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出

たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第17条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第19条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第21条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項から第19項までを削る。

附則第20項中「年令」を「年齢」に、「勸しよう」を「勸奨」に、「改正後の条例」を「改正後の山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）」に改め、同項第1号中「附則第4項に規定する外国政府職員等」を「外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係のあつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。））、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行つていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下この項において「外国政府職員等」という。）」に改め、「（附則第6項第2号又は附則第10項の規定により、在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員となつたものを含

む。）」を削り、同項を附則第2項とする。

附則第21項中「適用日」を「昭和37年12月1日（以下「適用日」という。）」に改め、同項を附則第3項とし、附則第22項を附則第4項とし、附則第23項から第25項までを18項ずつ繰り上げ、附則第26項を削り、附則第27項を附則第8項とする。

附則第28項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「（昭和59年法律第71号）」を加え、「日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第29項を附則第10項とし、附則第30項を附則第11項とする。

附則第31項中「条例第43号」を「山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年市条例第43号。以下「条例第43号」という。）」に改め、「第6条の3まで」の次に「及び附則第19項から第26項まで」を加え、「附則第31項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第32項中「第6条の2」の次に「及び附則第22項」を加え、同項を附則第13項とする。

附則第33項中「第6条」の次に「又は附則第20項」を加え、「附則第31項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第34項を第15項とし、第35項を第16項とし、第36項を第17項とする。

附則第37項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第18項とし、同項の次に次の6項を加える。

19 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第19項」とする。

20 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第

6条」とあるのは、「第6条又は附則第20項」とする。

21 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年市条例第 号。附則第23項から第26項までにおいて「定年条例改正条例」という。）による改正前の山形市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第2号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が別に定める職員

22 山形市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

23 当分の間、第6条第1項に規定する者のうち、25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項若しくは定年条例改正条例附則第2条第1項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。）に対する第6条の3及び第8条の3の規定の適用については、第6条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第21項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が別に定める年齢とする。）に達する日」と、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日における」とあるのは「その者に係る定年（附則第21項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が別に定める年齢とする。）と退職の日における」とする。

24 当分の間、第6条第1項に規定する者のうち、25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項若しくは定年条例改正条例附則第2条第1項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものを除く。）に対する第6条の3の規定の適用については、同条の表

以外の部分中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第21項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第21項第1号に掲げる職員	65歳
附則第21項第2号に掲げる職員	市長が別に定める年齢

25 当分の間、第6条第1項に規定する者のうち、定員の減少若しくは組織の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項若しくは定年条例改正条例附則第2条第1項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及びその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者を除く。）であつて前項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第6条の3及び第8条の3の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第24項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 当分の間、第6条第1項に規定する者のうち、定員の減少若しくは組織の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項若しくは定年条例改正条例附則第2条第1項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及びその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者を除く。）であつて附則第24項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第6条の3及び第8条の3の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第

6条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則中第38項を第27項とし、第39項を第28項とする。

附則別表を削る。

(山形市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 山形市一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」を「山形市職員の定年等に関する条例(昭和59年市条例第2号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた」に改める。

第9条の2を削り、第9条の3を第9条の2とし、第9条の4を第9条の3とし、第9条の5を第9条の4とする。

第18条第2項第2号並びに第21条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第3項、第29条第2項各号、第31条第2項及び第32条の2(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第9条の4第2項及び第3項の規定による当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものと

する。)とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年市条例第 号）による改正前の山形市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 山形市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 山形市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日において附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第2項の規定による当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第2項の規定による当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の

受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1行政職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	191,500	219,600	260,400	280,200	295,700	321,400	364,100	397,900

別表第2ア教育職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	238,800	280,000	337,800	423,800

別表第2イ教育職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	276,700	304,200	330,900

別表第3ア医療職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年

前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3イ医療職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	192,500	219,700	248,400	262,100	287,900	329,300	372,400

別表第3ウ医療職給料表(3)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	239,900	260,700	267,900	278,400	295,000	332,800

別表第4オ医療職給料表(2)等級別基準職務表の表中

5級	係長の職務	を
6級	課長補佐の職務	
7級	課長の職務	

5級	1 係長の職務	に
	2 相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を幹する薬剤師及び獣医師の職務	
6級	1 課長補佐の職務	
	2 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の業務を幹する薬剤師及び獣医師の職務	
7級	1 課長の職務	
	2 高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の業務を総括する薬剤師及び獣医師の職務	

改める。

(山形市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 山形市職員の育児休業等に関する条例(平成4年市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「昭和59年市条例第2号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第3号中「山形市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表中「第9条の5第2項」を「第9条の4第2項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「山形市職員の定年等に関する条例(昭和59年市条例第2号)第12条又は第13条第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 山形市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(山形市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 山形市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第29条第1項各号」の次に「のいずれか」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山形市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(山形市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 山形市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成14年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「任用されている」を「任用される」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山形市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(山形市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 山形市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(山形市立商業高等学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 山形市立商業高等学校の教育職員の給与等に関する条例（平成19年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成25年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第2項ただし書中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第

28条の6第1項若しくは第2項」を「山形市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第2号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第4号及び第5号並びに第20条第1項第1号及び第2項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第23条第2項第4号ただし書中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第6項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

第24条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第2項に次の1号を加える。

(5) 高齢者部分休業（職員が高年齢として山形市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年市条例第 号）で定める年齢に達した日以後の日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

（山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第13条 山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第9条の5」を「第9条の4」に改める。

第11条第1項の表第9条の2（見出しを含む。）の項を次のように改める。

第9条第5項	山形市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第2号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）	山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された者（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額	前3項の規定により決定された額
	勤務時間条例第2条第2項	任期付職員条例第11条第2項の規定により読み替えられた勤務時

		間条例第2条第2項
--	--	-----------

第11条第1項の表第18条第2項第2号並びに第21条第2項及び第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第32条の2（見出しを含む。）の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表第2条第2項の項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「山形市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第2号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同表第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条の項中「、第12条第1項第1号及び第18条」を「及び第12条第1項第1号」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項の表第3条の見出しの項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第3条の項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第4項を同条第3項とする。

第12条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「山形市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第2号）第12条又は第13条第1項」に改める。

第13条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（山形市職員の再任用に関する条例の廃止）

第14条 山形市職員の再任用に関する条例（平成13年市条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例第2条第2項、第14条第2項、第4項及び第11項並びに附則第37項の改正規定並びに附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第15条の規定は、山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年

市条例第 号) 附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員について準用する。

(山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員に対する第 3 条の規定による改正後の山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例（以下この条において「改正後の退職手当支給条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「雇用される者」とあるのは、「雇用される者及び山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年市条例第 号）附則第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員」とする。

2 改正後の退職手当支給条例第 2 条第 2 項及び第 1 4 条第 2 項の規定は、附則第 1 条ただし書に規定する日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

3 改正後の退職手当支給条例第 1 4 条第 4 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(山形市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 第 4 条の規定による改正後の山形市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第 9 項から第 1 5 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第 5 条 山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第 9 条第 5 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第 6 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時

間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年市条例第1号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第28条第3項、第29条第2項第2号及び第31条第2項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第18条第2項第2号並びに第21条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

(山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第6条の規定による改正後の山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第12条の規定による改正後の山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第24条の規定は、山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について準用する。

(山形市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第8条 山形市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第9条の5第1項」を「第9条の4第1項」に改める。

(山形市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第9条 山形市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年市条例第6号)の一部を次の

ように改正する。

第9条中「第9条の5第1項」を「第9条の4第1項」に改める。

理 由

定年の引上げ等に伴う職員の任用、給与等の取扱いについて、所要の改正等を行おうとするものである。

山形市職員の定年等に関する条例の一部改正について

山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第6条から第9条までにおいて同じ。）を占めている職員については、引き続き勤務させることについて市長の承認を得た場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、

同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「手続き」を「手続」に改める。

本則に次の9条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 山形市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年市条例第14号）第13条第1項に規定する管理職手当が支給される職員の職
- (2) 山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年市条例第15号）第3条の2第1項に規定する管理職手当が支給される職員の職
- (3) 山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成25年市条例第41号）第6条第1項に規定する管理職手当が支給される職員の職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

- (1) 山形市一般職の職員の給与に関する条例第6条第1項第3号アに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職
- (2) 山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定に基づく給料表（医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員の職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条

第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間

を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、この市の組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項中「その」を「当該」に改め、附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 山形市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年市条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員については、前項の規定は適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の山形市職員の定年等に関する条例

(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の山形市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月

31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年

に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、

当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、この市の組織する地方公共団体の組合（次項及び附則第6条において単に「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものと

した場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達しているもの(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

理 由

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、定年前の再任用制度を新設するなど、所要の改正を行おうとするものである。

議第67号

山形市児童遊園条例の一部改正について

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例

山形市児童遊園条例（昭和43年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表漆山石田児童遊園の項の次に次のように加える。

漆山駅前児童遊園	山形市大字漆山字北道上3081番12
----------	--------------------

別表大森物見塚児童遊園の項の次に次のように加える。

落合小河向児童遊園	山形市落合町字小河向406番29
-----------	------------------

別表十文字児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童遊園の新設及び廃止を行おうとするものである。

議第68号

山形市水防協議会条例の一部改正について

山形市水防協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市水防協議会条例の一部を改正する条例

山形市水防協議会条例（昭和57年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「会長1人及び委員25人以内」を「会長及び委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

水防協議会の委員を増員するため、委員定数の上限を廃止しようとするものである。